

令和2年9月期 決算短信〔日本基準〕(連結)

令和2年12月15日

上場会社名 株式会社ウェッジホールディングス 上場取引所 東  
 コード番号 2388 URL http://www.wedge-hd.com/  
 代表者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 此下 竜矢  
 問合せ先責任者 (役職名) 開示担当 (氏名) 小竹 康博 (TEL) 03-6225-2207  
 定時株主総会開催予定日 令和2年12月25日 配当支払開始予定日 —  
 有価証券報告書提出予定日 令和2年12月28日  
 決算補足説明資料作成の有無 : 無  
 決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 令和2年9月期の連結業績 (令和元年10月1日～令和2年9月30日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2年9月期	7,750	△16.8	342	△42.8	△340	—	△1,839	—
元年9月期	9,318	△6.8	598	△67.3	212	△85.6	△448	—
(注) 包括利益	2年9月期		△5,113百万円 (—%)		元年9月期		△251百万円 (—%)	

	1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益	自己資本当期純利益率	総資産経常利益率	売上高営業利益率	
	円 銭	円 銭	%	%	%	
2年9月期	△51.44	—	△3.6	△8.7	4.4	
元年9月期	△12.53	—	△5.8	0.5	6.4	
(参考) 持分法投資損益	2年9月期		△155百万円		元年9月期	176百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産		
	百万円	百万円	%	円 銭		
2年9月期	39,074	12,691	12.9	141.23		
元年9月期	43,979	18,228	17.1	210.86		
(参考) 自己資本	2年9月期		5,049百万円		元年9月期	7,539百万円

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動によるキャッシュ・フロー	投資活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー	現金及び現金同等物期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
2年9月期	3,938	△248	△2,109	12,984
元年9月期	4,936	△60	△5,151	11,209

2. 配当の状況

	年間配当金					配当金総額(合計)	配当性向(連結)	純資産配当率(連結)
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計			
元年9月期	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—
2年9月期	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—
3年9月期(予想)	—	0.00	—	0.00	0.00	—	—	—

3. 令和3年9月期の連結業績予想 (令和2年10月1日～令和3年9月30日)

(%表示は、通期は対前期、四半期は対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
第2四半期(累計)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) 次期の業績予想につきましては、当社グループの事業環境が大きく変動しており、収益変動要因の情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では合理的な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えていただくといたします。詳細につきましては添付資料2ページ「経営成績に関する分析」をご覧ください。

※ 注記事項

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） : 無  
新規 社（社名） 、 除外 社（社名）

(2) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 有
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(3) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む）	2年9月期	35,794,478株	元年9月期	35,794,478株
② 期末自己株式数	2年9月期	39,400株	元年9月期	39,400株
③ 期中平均株式数	2年9月期	35,755,078株	元年9月期	35,755,078株

※ 決算短信は公認会計士又は監査法人の監査の対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料2ページ「経営成績等の概況」をご覧ください。

## ○添付資料の目次

1. 経営成績等の概況 .....	2
(1) 当期の経営成績の概況 .....	2
(2) 当期の財政状態の概況 .....	3
(3) 当期のキャッシュ・フローの概況 .....	3
(4) 今後の見通し .....	3
(5) 継続企業の前提に関する重要事象等 .....	4
2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方 .....	8
3. 連結財務諸表及び主な注記 .....	9
(1) 連結貸借対照表 .....	9
(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書 .....	11
(3) 連結株主資本等変動計算書 .....	13
(4) 連結キャッシュ・フロー計算書 .....	15
(5) 連結財務諸表に関する注記事項 .....	16
(継続企業の前提に関する注記) .....	16
(会計方針の変更) .....	16
(追加情報) .....	16
(セグメント情報等) .....	18
(1株当たり情報) .....	21

## 1. 経営成績等の概況

### (1) 当期の経営成績の概況

当社グループは当連結会計年度においては、減収減益となりました。売上高は77億50百万円（前年同期比16.8%減）、営業利益は3億42百万円（同42.8%減）、経常損失は3億40百万円（同2億12百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失は18億39百万円（同4億48百万円の純損失）となりました。

売上高については、各国政府によるロックダウンなどの新型コロナウイルス感染拡大防止策による景気悪化に伴って新規貸付を減らしていることにより、Digital Finance事業が大幅減となりました。営業利益・経常利益はコンテンツ事業においては利益改善が順調に進んでおります。純利益につきましては、本年10月にシンガポールで下された判決を当連結会計年度に取り込み、大幅な減益となりました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響に関しては、特にDigital Finance事業に影響が出ました。また、当社グループが事業を行っております各国政府の方針、国別、事業別の環境等が異なり、慎重に見極めるべき状況となっております。そのため、それぞれのセグメントの記載の中に記載しておりますので、ご参照ください。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### ① Digital Finance事業

当事業の当連結会計年度における業績は、減収減益となりました。当連結会計年度における売上高は72億38百万円（前年同期比17.5%減）、セグメント利益（営業利益）は4億31百万円（同51.0%減）となりました。

全体として、昨年8月まで継続しておりましたタイとシンガポールにおける大型の裁判に対応し、営業貸付金を減少させる保守的な営業方針を採っていたことにより、営業貸付金総額が長期的に減少したことに加え、3月以降は営業をしております各国においても、新型コロナウイルス感染症対策として、各国政府がロックダウンなどを行った結果、営業停止や休業をいたしました。当社グループはこの間、①営業貸付金の回収に注力、②景気悪化に備えて新規貸付審査厳格化と抑制を柱に活動いたしました。この結果、売上高・セグメント利益ともに減少となっております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、東南アジア各国は国ごとの感染者数や政策対応が大きく異なり、タイ、カンボジア、ラオスでは感染者は相対的に少なく国内は落ち着いた状況ですが、ミャンマー、インドネシアでは感染者が未だ多くロックダウン等が継続しており、マダラ模様となっております。同時に景気悪化は各国とも影響が大きく、カンボジアやミャンマーではオートバイ等の当社主力商品への明確な需要減少がみられます。同時に当社は顧客返済遅延に備えて保守的に新型コロナウイルス感染症対策特別引当金を引き当てております。その金額は現在のところ妥当と考えられ、かつ、その後回収は想定より順調に進んでおります。各国の景気や需要状況を注視し、現在はまだ事業拡大に踏み切る時ではないと判断しており、今後は事業再拡大の機会を慎重に判断してまいります。

#### ② コンテンツ事業

当事業の当連結会計年度における業績は、増収増益となりました。当連結会計年度における業績は、売上高5億12百万円（前年同期比11.5%増）、セグメント利益（営業利益）は97百万円（前年同期は46百万円のセグメント損失）となりました。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画制作・編集・制作に独自性を持ち展開しております。

当事業の当連結会計年度における業績につきましては、当社の手がけました、現在人気が高まっております「鬼滅の刃」が特に来年以降に成長の柱となるとともに、その他各種漫画の人気が好調であることなどから書籍編集が売上高を伸ばしております。また当社の手がけましたトレーディングカードゲームも人気が高く、ロイヤリティ収入が大幅に増加しており、同時に事業経費も大幅に圧縮が進んでおります。当連結会計年度では、売上高が1割増加する一方、事業経費は2割程度減少しており、これが利益化に貢献しております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、当事業は数年来リモートネットワークを推進していたこと

もあり、業務の遂行に大きな支障はなく、新しい商品制作がはじまることもあり、今後につきましては影響を払しょくできるものと考えております。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

## (2) 当期の財政状態の概況

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末と比べて49億4百万円減少し、390億74百万円となりました。

流動資産は35億93百万円減少し、309億96百万円となりました。主な内訳は営業貸付金の減少44億28百万円等であります。

固定資産は13億11百万円減少し、80億78百万円となりました。主な内訳は有形固定資産の増加66百万円、無形固定資産の減少2億22百万円、投資その他の資産の減少11億54百万円であります。

流動負債は145億62百万円増加し、260億38百万円となりました。主に1年内償還予定転換社債の増加114億7百万円及び訴訟損失引当金の増加22億37百万円等であります。

固定負債は139億29百万円減少し、3億44百万円となりました。主に転換社債の減少140億35百万円等であります。

純資産は55億37百万円減少し、126億91百万円となりました。利益剰余金の減少19億75百万円、為替換算調整勘定の減少5億15百万円、非支配株主持分の減少30億41百万円等であります。

なお、資本の財源及び資金の流動性に係る情報につきましては、当連結会計年度においては特筆すべき事項はありません。

## (3) 当期のキャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末と比べて17億74百万円増加し、当連結会計年度末の残高は129億84百万円（前年同期比15.8%増）となりました。

当連結会計年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

### （営業活動におけるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は、39億38百万円（前年同期は49億36百万円の獲得）となりました。その主な内訳は、営業貸付金の減少額29億77百万円、税金等調整前当期純損失の計上38億89百万円、訴訟損失引当金の繰入額22億95百万円、持分法による投資利益1億55百万円、利息の支払額1億78百万円、法人税等の支払額5億36百万円等であります。

### （投資活動におけるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、2億48百万円（前年同期は60百万円の使用）となりました。その主な内訳は、有形固定資産の取得による支出1億29百万円、貸付けによる支出33百万円、貸付金の回収による収入54百万円、差入保証金の増減1億38百万円等であります。

### （財務活動におけるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、21億9百万円（前年同期は51億51百万円の使用）となりました。その主な内訳は、短期借入金の増減額20億77百万円、長期借入金の返済による支出16百万円、親会社からの借り入れによる収入20百万円、親会社への返済による支出35百万円等であります。

## (4) 今後の見通し

今後の世界経済は、米中貿易摩擦に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、先行き不透明な状況で推移すると予測しております。とりわけ、新型コロナウイルス感染症は世界規模で急速な拡大により世界各国で緊急的な対応に追われており、我が国経済のみならず世界経済への長期的な影響が懸念されております。この影響に関しては、当社グループが事業を行っております各国政府の方針、事業別の環境等により異なります。そのため、それぞれのセグメントの記載の中に記載しておりますので、ご参照ください。

各事業については以下のように見通しと取り組みを進めてまいります。

## (Digital Finance事業)

Digital Finance事業におきましては、これまで数年にわたり、創業国であるタイ以外の国での展開を進めてまいりました。すでにカンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー、スリランカでのファイナンス免許を持つての活動を進めており、非都市部に集中し、高い競争力を持った、他にない事業を形成しております。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響ですが、タイ及びカンボジアでは実際には感染がそれほど拡大せず、ロックダウンが段階的に解除されはじめておりますが、ミャンマーでは感染拡大が続いており、厳格なロックダウンが再導入されております。またインドネシアではジャカルタを中心に感染拡大が続いて不透明ではあるものの、当社の活動地域では大きな影響は出ておりません。しかしながらこれらの政策対応によって、各国の景気が悪化していることは明らかであり、オートバイ等の当社主力商品への需要減少と全般的に新規顧客の返済能力の低下がみられます。同時に当社は顧客の返済遅延に備えての特別な引当金は積み増しましたが、その後回収は想定より順調に進んでおります。このため今後は各国の政策と景気状況を慎重に見極め、保守的に営業活動を進めるとともに、再拡大の機会を見定めてまいります。

## (コンテンツ事業)

コンテンツ事業におきましては、日本国内において売上高が増加を続けております。日本における出版業界は、低調な事業環境から未だ脱し切れておらず、構造改革を積極的に進め支出の削減を図ってまいります。一方、現在当社も関わらせていただいております「鬼滅の刃」が人気を博しており、今後も当社成長の柱となると考えております。また数年前のコンテンツ端境期にあって獲得してきた各種漫画等のコンテンツがそれぞれ大きく成長しており、今後これらのコンテンツにも期待しております。カードゲーム事業の海外展開に関しましては、特にベトナム並びにインドネシアで推進しております。ベトナムでは代理店数の増加が進み、インドネシアではカードゲームショップのフランチャイズ展開をしております。今後も同2国において販売チャネルの拡大によりコンテンツ事業の強化を図ってまいります。

新型コロナウイルス感染防止政策の影響については、当事業は数年来りモートワークを推進していたこともあり、業務に大きな支障はありません。いくつかの受注が先送りされた影響はありますが、今後につきましても影響を払拭できるものと考えております。また、各種の開示でお知らせいたしましたように、海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

これらの各事業の取り組みならびに、当社自身の取り組みを行ってまいります。2021年9月期の連結業績予想につきましては、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、近年子会社等が増加したことや、各国のマクロ経済情勢の影響下での事業状況をさらに詳細に精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

## (5) 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度において、下記1. 2. 3の事象が存在しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

「3. Jトラストアジアによる訴訟提起について」に記載した事項に関しましては、Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、GLH及びEngine Holdings Asia Pte.Ltd.（以下「EHA」）にそれぞれ発令されております。現時点におきましては、GLH及びEHAの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

#### 1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、2017年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、2017年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

2017年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
  - ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
  - ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）
- と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、2017年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。）

また、GLは、2017年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなど含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引に対して、独立した監査法人による特別監査を実施しましたが、タイSEC指摘の根拠を特定することはできておりません。

また、当社は、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、2017年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

2017年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

GLは、上記のとおり財務諸表の内容やGLH融資取引に関する問題点を発見することができませんでしたが、GLの監査委員は検討の上、タイSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正し2018年7月31日に修正財務諸表を公表いたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見の変更はありません

でした。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」に起因し、GLはGLの大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、2017年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、2018年1月12日にJトラストアジアは、Jトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

### （1）タイで開始された法的手続きについて

#### ①民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、2018年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

#### ②GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、2018年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は2018年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは2018年4月17日に再審申し立てを行っており、2018年4月18日にタイ中央破産裁判所はその再審申し立てを受理しております。その後審議が進み、2019年8月15日にタイ中央破産裁判所は再審の申し立てについても棄却の命令を下しました。Jトラストアジアは、2019年11月26日に控訴の申し立てをし、2020年9月29日にJトラストアジアの請求を全面的に棄却する判決が下され、当該訴訟は完全に終結しました。

#### ③GLの見解及び対応について

JトラストアジアのGLに対する会社更生申し立てにつきましては2020年9月29日付でJトラストアジアの請求を全面的に棄却する控訴審判決が下され完全に終結し、現在は上記（1）①に記載の民事訴訟が継続しております。

当該会社更生申し立てでは、GLの正当性が認められた判決が下されましたので、GLといたしましては、引き続きは今後必要且つ適切な法的措置を法律専門家顧問と協議しつつ進めております。

### （2）シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

#### ①GLH等に対する損害賠償請求及び暫定的資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポールの裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申し立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポールの裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、230百万USドルの損

害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポールの裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してGLHは、シンガポールの裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産命令の復活を求める控訴を行い、2018年6月1日に当該控訴審について、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、180百万USドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。GLHについては全世界の資産が対象となります。

当該暫定的資産凍結につきましては、別途進行しております本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものであります。

当暫定的該資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、JTA等の第三者に資産が移転するものではありません。

当該損害賠償請求につきましては、2020年2月12日シンガポール共和国の裁判所は、Jトラストアジアの請求をすべて棄却し、Jトラストアジアに対し被告に生じた費用を支払うよう命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJトラストアジアによる控訴が申し立てられ、2020年10月6日にJトラストアジアの請求を一部認め、GLHに対し約74億円の支払いを命じる判決が下され、当該訴訟は終結しました。

#### ②GLの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポールの裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、当該損害賠償請求訴訟の判決によって確定した支払いについて、関係者間で支払方法等の調整を行っていることから現在も維持されております。従いましてこれまでと同様に、現時点におきましては、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておきませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

③Engine Holdings Asia Pte.Ltd. (以下「EHA」) 等に対する損害賠償請求及び暫定的資産凍結命令について

Jトラストアジアは、EHA他1社を被告とし、シンガポールの裁判所にて2020年10月16日に訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資（転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、及びGL株の購入他527百万タイバーツ）について、GLHが他の被告と共謀し、Jトラストアジアに投資を促す為に、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。また、当該損害賠償請求に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、195百万USドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。

#### ④当社の見解及び対応について

GL及びGLHは常に適正な財務諸表を公表しており、違法行為に関わった事実はありません。また、EHAにつきましても違法な行為に参画したことは一切ありません。よって、この度提起された損害賠償請求につきましては不当であると考えており、法律専門家とも協議を行い、当社グループの資産の保全、及び損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。暫定的資産凍結命令につきましては、EHAの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておきませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

上記の他、GLは、2018年5月3日付けでJTA及びJTAの親会社であるJトラスト株式会社（以下「Jトラスト」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、GLが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し、名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっておりますが、2020年1月16日にJトラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、当社の連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesiaは、PT Bank JTrust Indonesia, Tbk. からJoint Financing Agreementにおいて契約違反があるという理由で、IDR3,636,408,863（1円をIDR130.21で換算すると約27百万円）及びIDR100,000,000,000（1円をIDR130.21で換算すると約767百万円）の損害賠償を請求する訴訟を提起されておりましたが、2019年12月3日にPT Bank JTrust Indonesia, Tbk. による損害賠償請求は棄却さ

れる判決が下されております。

以上のとおりであります。訴訟の進捗及び結果次第では、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 会計基準の選択に関する基本的な考え方

当社グループは、連結財務諸表の期間比較可能性及び企業間の比較可能性を考慮し、会計基準につきましては日本基準を採用しております。

## 3. 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	11,209,727	12,984,397
受取手形及び売掛金	64,924	96,234
営業貸付金	29,305,201	24,876,939
商品及び製品	1,750	226
仕掛品	18,917	16,672
原材料及び貯蔵品	204,283	176,822
短期貸付金	483,638	514,729
その他	2,184,944	2,267,840
貸倒引当金	△8,883,634	△9,937,483
流動資産合計	34,589,754	30,996,378
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	394,964	370,814
減価償却累計額	△320,649	△317,754
建物及び構築物(純額)	74,314	53,060
車両運搬具	195,065	199,772
減価償却累計額	△140,887	△151,196
車両運搬具(純額)	54,177	48,575
工具、器具及び備品	493,626	472,176
減価償却累計額	△404,358	△424,058
工具、器具及び備品(純額)	89,267	48,117
使用権資産	-	216,509
減価償却累計額	-	△75,232
使用権資産(純額)	-	141,276
土地	127,018	120,181
建設仮勘定	1,059	1,002
有形固定資産合計	345,836	412,214
無形固定資産		
のれん	1,321,061	1,179,073
その他	384,901	304,080
無形固定資産合計	1,705,963	1,483,153
投資その他の資産		
投資有価証券	2,368,614	1,860,160
関係会社株式	4,097,110	3,311,951
長期貸付金	119,670	34,870
破産更生債権等	29,432	4,431
繰延税金資産	430,021	514,579
外国株式購入預託金	24,218	24,218
その他	363,109	514,503
貸倒引当金	△94,592	△81,872
投資その他の資産合計	7,337,584	6,182,841
固定資産合計	9,389,385	8,078,210
資産合計	43,979,140	39,074,588

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年9月30日)	当連結会計年度 (2020年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	46,425	38,477
1年内償還予定の転換社債	7,635,528	19,042,947
短期借入金	69,029	294,062
関係会社短期借入金	353,894	338,894
1年内返済予定の長期借入金	17,723	-
未払費用	2,584,286	3,339,409
未払法人税等	16,170	12,616
訴訟損失引当金	-	2,237,931
賞与引当金	151,461	95,220
返品調整引当金	122	104
その他	601,659	639,295
流動負債合計	11,476,303	26,038,958
固定負債		
転換社債	14,035,653	-
繰延税金負債	143,818	185,926
退職給付に係る負債	86,714	85,219
その他	7,715	73,012
固定負債合計	14,273,901	344,158
負債合計	25,750,204	26,383,117
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,007,892	4,007,892
資本剰余金	6,118,472	6,118,472
利益剰余金	△2,666,038	△4,641,698
自己株式	△40,961	△40,961
株主資本合計	7,419,365	5,443,705
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	5,957	7,794
為替換算調整勘定	113,828	△401,731
その他の包括利益累計額合計	119,786	△393,936
新株予約権	15,296	8,340
非支配株主持分	10,674,487	7,633,362
純資産合計	18,228,935	12,691,471
負債純資産合計	43,979,140	39,074,588

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
売上高	9,318,905	7,750,542
売上原価	1,654,837	1,281,708
売上総利益	7,664,068	6,468,833
販売費及び一般管理費	7,065,179	6,126,359
営業利益	598,888	342,474
営業外収益		
受取利息	320,901	201,075
受取配当金	28,513	-
持分法による投資利益	176,097	-
為替差益	111,660	18,978
その他	71,469	8,945
営業外収益合計	708,642	228,999
営業外費用		
支払利息	8,395	11,232
社債利息	979,178	728,312
持分法による投資損失	-	155,593
貸倒引当金繰入額	107,010	12,033
その他	295	4,386
営業外費用合計	1,094,879	911,557
経常利益又は経常損失(△)	212,652	△340,083
特別損失		
投資有価証券評価損	-	468,784
関係会社株式評価損	-	37,833
貸倒引当金繰入額	-	747,353
訴訟損失引当金繰入額	-	2,295,889
特別損失合計	-	3,549,860
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	212,652	△3,889,943
法人税、住民税及び事業税	399,878	376,981
法人税等調整額	189,582	△55,300
法人税等合計	589,460	321,680
当期純損失(△)	△376,808	△4,211,624
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失(△)	71,325	△2,372,428
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△448,133	△1,839,195

## 連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
当期純損失(△)	△376,808	△4,211,624
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,594	5,434
為替換算調整勘定	42,097	△616,694
持分法適用会社に対する持分相当額	74,484	△290,465
その他の包括利益合計	125,176	△901,726
包括利益	△251,631	△5,113,350
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△353,897	△2,352,918
非支配株主に係る包括利益	102,265	△2,760,432

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,007,892	6,118,472	△2,217,904	△40,961	7,867,498
会計方針の変更による累積的影響額			-		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,007,892	6,118,472	△2,217,904	△40,961	7,867,498
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-			-
新株の発行(新株予約権付社債の転換)	-	-			-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		-			-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△448,133		△448,133
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△448,133	-	△448,133
当期末残高	4,007,892	6,118,472	△2,666,038	△40,961	7,419,365

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,052	20,881	23,934	15,276	10,572,904	18,479,614
会計方針の変更による累積的影響額						-
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,052	20,881	23,934	15,276	10,572,904	18,479,614
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						-
新株の発行(新株予約権付社債の転換)						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△448,133
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,905	92,946	95,851	19	101,582	197,454
当期変動額合計	2,905	92,946	95,851	19	101,582	△250,679
当期末残高	5,957	113,828	119,786	15,296	10,674,487	18,228,935

当連結会計年度(自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	4,007,892	6,118,472	△2,666,038	△40,961	7,419,365
会計方針の変更による累積的影響額			△136,464		△136,464
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,007,892	6,118,472	△2,802,502	△40,961	7,282,900
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-			-
新株の発行(新株予約権付社債の転換)	-	-			-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△1,839,195		△1,839,195
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	△1,839,195	-	△1,839,195
当期末残高	4,007,892	6,118,472	△4,641,698	△40,961	5,443,705

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	5,957	113,828	119,786	15,296	10,674,487	18,228,935
会計方針の変更による累積的影響額						△136,464
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,957	113,828	119,786	15,296	10,674,487	18,092,471
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)						-
新株の発行(新株予約権付社債の転換)						-
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)						△1,839,195
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,836	△515,559	△513,722	△6,955	△3,041,125	△3,561,804
当期変動額合計	1,836	△515,559	△513,722	△6,955	△3,041,125	△5,400,999
当期末残高	7,794	△401,173	△393,936	8,340	7,633,362	12,691,471

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	当連結会計年度 (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	212,652	△3,889,943
減価償却費	185,127	228,194
のれん償却額	148,583	153,848
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△191,624	△49,816
返品調整引当金の増減額 (△は減少)	11	△18
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△97,435	779,485
貸倒引当金繰入額	△3,482	747,353
訴訟損失引当金の増減額 (△は減少)	-	2,295,889
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	34,015	3,286
受取利息及び受取配当金	△349,415	△201,075
支払利息	8,395	11,232
社債利息	979,178	728,312
持分法による投資損益 (△は益)	△176,097	155,593
為替差損益 (△は益)	△940	31,678
有価証券評価損益 (△は益)	-	468,784
関係会社株式評価損	-	37,833
売上債権の増減額 (△は増加)	4,152	△31,309
営業貸付金の増減額 (△は増加)	3,970,785	2,977,396
たな卸資産の増減額 (△は増加)	84,570	20,795
仕入債務の増減額 (△は減少)	△257,672	△466,225
その他	1,217,775	480,622
小計	5,768,579	4,481,918
利息及び配当金の受取額	339,280	171,415
利息の支払額	△585,629	△178,259
法人税等の支払額	△585,785	△536,813
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,936,445	3,938,260
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△58,909	△129,899
無形固定資産の取得による支出	△43,070	△1,343
貸付けによる支出	△54,244	△33,261
貸付金の回収による収入	143,561	54,779
差入保証金の増減額 (△は増加)	△39,964	△138,824
その他	△7,612	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△60,240	△248,548
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△3,984	△2,077,329
長期借入金の返済による支出	△85,617	△16,875
親会社からの借入による収入	141,000	20,000
親会社への返済による支出	△43,329	△35,000
社債の償還による支出	△5,159,539	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	△5,151,471	△2,109,205
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,184,792	194,163
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,460,058	1,774,670
現金及び現金同等物の期首残高	12,669,785	11,209,727
現金及び現金同等物の期末残高	11,209,727	12,984,397

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業的前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

当社グループの一部の在外連結子会社等において、当連結会計年度に、下記の会計基準を採用しております。なお、これらの基準の適用にあたっては、基準の適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

## (1) IFRS第9号「金融商品」

当該基準の適用により、営業貸付金に係る貸倒引当金の測定手法が変更されております。

この結果、当連結会計年度の期首の貸倒引当金が356百万円及び繰延税金資産が74百万円増加し、関係会社株式が122百万円、非支配株主持分が267百万円及び利益剰余金が136百万円減少しております。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて、営業貸付金について予想信用損失モデルによる減損284百万円を販売費及び一般管理費に追加計上しております。

## (2) 「リース」(IFRS第16号)

当該基準の適用により、オペレーティング・リース(借手)について使用权資産及びリース債務を認識しております。なお、当該会計基準の適用が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL.(以下、「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE.LTD.(以下、「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下、「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対するGLH融資取引について、2017年10月16日及び同月19日にタイ証券取引委員会(以下、「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局(以下、「タイDSI」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在タイDSIによる調査が行われております。

当社は、タイSECの指摘の事実関係等について調査するため、当社において第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しました。また、GLでは、新たに、キプロス及びシンガポールの借主へのGLH融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前々々連結会計年度の年度末決算から、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額する処理をし、それ以降の売上高計上は取りやめております。

また、2018年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算を含む2017年12月末決算を訂正しました。当該GLの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したものの、訂正原因となる誤謬が特定されていないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前々々連結会計年度からの従前の会計処理を踏襲しております。

当連結会計年度におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)5,924百万円(前連結会計年度末6,051百万円)、未収利息(流動資産その他)262百万円(前連結会計年度末268百万円)となっており、当該貸付債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,187百万円(前連結会計年度末6,319百万円)を設定しております。また、当連結会計年度の関連利息収入(売上高)は一百万円(前連結会計年度は一百万円)となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的措置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE.LTD.等との係争について)

当社連結子会社であるGLが発行した総額180百万USドル(当連結会計年度末190億円(1年以内償還予定の転換社

債190億円)の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下、「JTA」という。)は、G LがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にG L元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、2017年11月30日付けで、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてG L並びにG L H等に対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) JTAが行っている訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	2018年1月9日	2018年1月10日	2017年12月26日	2017年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J トラスト株式会社の子会社である J T A は、 当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、 J T A はGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTA は、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。			
3. 訴訟を提起した者の概要	(商号) J Trust Asia Pte.Ltd. (所在地) シンガポール (代表者の役職・氏名) 代表取締役社長 藤澤 信義	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	JTA は、タイにおいて、GL、GL 取締役 3 名、並びに此下益司氏に対し、JTA の投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	JTA は、タイにおいて、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。	JTA は、シンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。	シンガポールにおいて、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。
5. 裁判の進展	係争中です。	2019年8月15日付でJTAによる会社更生申立訴訟が棄却されました。その後、2019年11月26日にJTAによる控訴が申立てられ、2020年9月29日にJTAによる請求が全面的に棄却される判決が下されました。当該判決が最終となり終結しました。	2020年2月12日付でシンガポール高等裁判所は、JTAの請求をすべて棄却し、JTAに対し被告に生じた費用を支払うように命じる判決が下されました。その後、2020年2月13日にJTAによる控訴が申立てられ、2020年10月6日にJTAの請求が一部認められ、GLH、此下益司氏、並びに当社グループではないその他5社に対し、約7千万米ドル及び約13万シンガポールドル（日本円で約74億円）の支払命令が下されました。当該判決が最終となり終結しました。	2018年2月23日シンガポール高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、JTAは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。なお、JTAは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っておりますが、2018年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されており現在も継続しております。

上記の他、G Lは、2018年5月3日付けでJTA及びJTAの親会社であるJトラスト株式会社（以下、「Jトラスト」という。）から、彼らが提起した訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））等を請求する訴訟を提起されて、2020年3月20日に判決が出る予定となっております。

たが、2020年1月16日にJトラストとJTAにより当該訴訟は取り下げられました。

また、JTAは、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE.LTD.（以下、「EHA」）他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポールの裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、JTAがGLに対して実施した投資（転換社債合計210百万USドル・日本円約223億円、およびGL株式の購入他527百万タイバーツ）について、GLHが他の被告と共謀し、JTAに投資を促すために、GLの財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にEHAも参画しているという主張からEHA他1社に対し損害賠償請求を求めています。また、当該損害賠償請求に伴い、2020年10月21日にEHAに対し、195百万USドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。

## (2) GLの見解及び対応について

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、JTAが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、JTAによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、GLHに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてGLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常的かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結命令が当社グループに与える影響は大きくないと判断しております。

GL及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいり所存であり、JTAに対し必要かつ適切な法的措置をとってまいります。

## (セグメント情報等)

### (セグメント情報)

#### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、本社に製品・サービス別の事業部を置き、各事業部は、取り扱う製品・サービスについて国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「Digital Finance事業」及び「コンテンツ事業」の2つを報告セグメントとしております。

「Digital Finance事業」は、タイ、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマーにおいて当社グループ独自のFintechを中心としたDigital Financeを展開しております。「コンテンツ事業」は、音楽、雑誌、書籍、トレーディングカードゲーム、ウェブ、イベント等のコンテンツの企画・制作・編集・デザイン・卸売・小売・運営・配信及び関連するライセンス事業を営んでおります。

#### 2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額(注) 3
	Digital Finance事業	コンテンツ 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,776,214	459,354	9,235,568	83,337	9,318,905	—	9,318,905
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	8,776,214	459,354	9,235,568	83,337	9,318,905	—	9,318,905
セグメント利益又は損失(△)	882,131	△46,648	835,482	△78,989	756,493	△157,604	598,888
セグメント資産	41,723,235	83,401	41,806,637	926,846	42,733,483	1,245,656	43,979,140
その他の項目							
減価償却費	185,127	—	185,127	—	185,127	—	185,127
持分法適用会社への投資額	2,528,096	—	2,528,096	—	2,528,096	1,512,045	4,040,142
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	101,979	—	101,979	—	101,979	—	101,979

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発・事業インキュベーション等を含んでおります。

2 (1) セグメント利益又は損失の調整額△157,604千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは本社の管理部門に係る費用であります。

(2) セグメント資産の調整額1,245,656千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金及び預金並びに事務所の保証金等の当社の資産等であります。

3 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結財務 諸表計上 額(注) 3
	Digital Finance事業	コンテンツ 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,238,129	512,413	7,750,542	—	7,750,542	—	7,750,542
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	7,238,129	512,413	7,750,542	—	7,750,542	—	7,750,542
セグメント利益 又は損失(△)	431,967	97,037	529,005	△45,551	483,454	△140,979	342,474
セグメント資産	38,354,444	124,639	38,479,084	135,993	38,615,077	459,511	39,074,588
その他の項目							
減価償却費	228,194	—	228,194	—	228,194	—	228,194
持分法適用会社 への投資額	2,495,935	—	2,495,935	—	2,495,935	796,840	3,292,776
有形固定資産及 び無形固定資産 の増加額	131,242	—	131,242	—	131,242	—	131,242

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、新規事業開発・事業インキュベーション等を含んでおります。

- 2 (1) セグメント利益又は損失の調整額△140,979千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主なものは本社の管理部門に係る費用であります。
- (2) セグメント資産の調整額459,511千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金及び預金並びに事務所の保証金等の当社の資産等であります。
- 3 セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

## (1株当たり情報)

前連結会計年度 (自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日)		当連結会計年度 (自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日)	
1株当たり純資産額	210円86銭	1株当たり純資産額	141円23銭
1株当たり当期純損失金額	△12円53銭	1株当たり当期純損失金額	△51円44銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	—

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。

(注)2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日)	当連結会計年度 (自 令和元年10月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	△448,133	△1,839,195
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	△448,133	△1,839,195
期中平均株式数(株)	35,755,078	35,755,078
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	—	—
(うち支払利息(税額相当額控除後))	—	—
普通株式増加数(株)	—	—
(うち新株予約権)	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック・オプションとしての 新株予約権</li> <li>・第3回無担保転換社債 型新株予約権付社債</li> <li>・第10回新株予約権</li> <li>・GL発行転換社債</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストック・オプションとしての 新株予約権</li> <li>・第3回無担保転換社債 型新株予約権付社債</li> <li>・第10回新株予約権</li> <li>・GL発行転換社債</li> </ul>